

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本刑総第799号
令和4年7月1日
宮城県警察本部長

再被害防止要綱の一部改正について（通達）

再被害の防止については、「再被害防止要綱の一部改正について（通達）」（平成28年8月1日付け宮本刑総第908号）により実施しているところであるが、この度、別添のとおり再被害防止要綱の一部を改正することとしたので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 再被害防止対象者の指定期間について、加害者の未決勾留期間及び自由刑の執行期間を算入しないものとしていたが、当該未決勾留期間等の有無にかかわらず、指定の日から1年間とした。
- (2) 釈放等に関する情報の通報要請方法及び要請の撤回方法を書面に限定しないものとした。
- (3) 一部の様式について、警察本部の事件主管課長の公印の押印を要しないものとした。

2 施行期日

令和4年7月1日

別添

再被害防止要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪の被害者等（犯罪の被害者又はその親族をいう。以下「被害者等」という。）が犯罪の加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下「加害者」という。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることに鑑み、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 再被害防止対象者

この要綱において「再被害防止対象者」とは、被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的かつ継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、警察本部長が指定する者をいう。ただし、再被害防止対象者が、「保護対策実施要綱の一部改正について（通達）」（平成31年3月18日付け宮本暴第214号。以下「保護対象実施要綱」という。）で定める保護対象者に該当するときは、第4の再被害防止措置の実施に関する規定（加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。）は適用せず、保護対策実施要綱に基づく保護対策を実施すること。

第3 再被害防止対象者の指定等

1 再被害防止対象者の指定

(1) 指定の上申

ア 本部事件主管課長（警察本部の事件主管課長をいう。以下同じ。）又は警察署長は、犯罪を検挙し、再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めたときは、再被害防止対象者指定・延長・解除上申書（別記様式第1号）及び再被害防止対象者指定理由書（別記様式第2号）により、本部事件主管課が属する部の庶務担当課長（以下「本部庶務担当課長」という。）に報告後、警察本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

イ 本部事件主管課長又は警察署長は、被害者等からの相談、関係機関からの通報等があった場合には、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、必要に応じ、警察本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

ウ 警察署長が再被害防止対象者の指定を上申する場合は、本部事件主管課長を経由して行うこと。

(2) 指定

警察本部長は、指定の上申があった被害者等が、前記第2の再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

2 再被害防止措置実施警察署の指定

警察本部長は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加

害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署に指定するものとする。

3 再被害防止責任者の指定

- (1) 再被害防止措置実施警察署に指定された警察署の署長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）は、原則として警部以上の階級にある者から、再被害防止責任者を指定するものとする。
- (2) 再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止責任者に異動があったときは、新たに指定を行い、組織的かつ継続的な再被害防止措置の実施に遺漏のないようにするものとする。

4 再被害防止副責任者の指定

再被害防止措置実施警察署長は、被害者支援を担当業務とする者を再被害防止副責任者として指定するものとする。

第4 再被害防止措置の実施

1 実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

(1) 本部事件主管課長

本部事件主管課長は、第8に規定するところにより、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約及び分析し、再被害防止措置の実施について、再被害防止措置実施警察署長を指導する。

(2) 再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、総合的な体制を確立するとともに、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署長（以下「関係警察署長」という。）と連携の上、2に規定する措置事項の実施に当たる。

(3) 再被害防止責任者

再被害防止責任者は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

(4) 再被害防止副責任者

再被害防止副責任者は、再被害防止責任者が行う再被害防止措置を補佐し、再被害防止措置実施警察署全体の実施状況を把握すること。

(5) 警務部警務課長

警務部警務課長は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部事件主管課長からの報告によりその状況を把握するとともに、本部事件主管課長に対し、この要綱の運用及び被害者支援に関連する事項について助言・協力する。

2 措置事項

(1) 関連情報の収集

再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

(2) 再被害防止対象者に対する措置

- ア 再被害防止対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、重点警戒、専従流動警戒、固定警戒等所要の警戒措置を講ずるものとする。
- イ 再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、第9に規定するところにより、関連情報を教示するものとする。
- ウ 再被害防止対象者に対する措置を講じたときは、再被害防止措置経過（別記様式第3号）にその経過を記載し、再被害防止対象者指定・延長・解除上申書の副本とともに保管するものとする。

(3) 加害者に対する措置

加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとする。また、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

第5 再被害防止対象者の指定期間等

1 指定期間及び解除

指定期間は、指定の日から1年間とする。1年を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

2 指定期間の延長等の上申

(1) 指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間の経過前に指定期間延長の要否を検討し、その必要があると認めるときは、本部事件主管課長を経由して、再被害防止対象者指定・延長・解除上申書により、期間を定めて指定期間の延長を上申するものとする。

(2) 指定期間内の解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなったと認めるときは、本部事件主管課長を経由して、再被害防止対象者指定・延長・解除上申書により、指定の解除を上申するものとする。

また、本部事件主管課長は、前記第3-1-(1)の規定による指定の上申をした警察署と再被害防止措置実施警察署が異なる場合は、指定期間の延長又は解除の決定状況を、指定の上申をした警察署に連絡するものとする。

3 警察本部長の決定

警察本部長は、再被害防止措置実施警察署長から前記2の上申がなされたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定するものとする。

第6 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第7 関係警察署との連携

再被害を防止する上で関係を有する警察署がある場合は、再被害防止措置実施警察署長は、本部事件主管課長を経由して関係警察署長に協力を依頼するものとし、協力の依頼を受けた関係警察署長は、誠実にこれに当たるものとする。また、関係

を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再被害防止措置実施警察署長は、本部事件主管課長を経由し協力を依頼するものとする。

第8 刑事施設等との連携

1 釈放事実等の照会

(1) 本部事件主管課長は、被害者等からの相談、関係機関からの通報等があり、再被害を防止する上で加害者の釈放の事実の有無等を把握する必要があるときは、窓口刑事施設一覧（別表第1）で指定されている刑事施設（以下「窓口刑事施設」という。）に対し、釈放事実等照会書（別記様式第4号）により照会を行うことができる。また、当該照会については、再被害防止対象者の指定前であっても実施できるので、必要に応じてこれを活用すること。

(2) 検察庁において実施している被害者等通知制度に基づき、検察官又は検察事務官が被害者等に加害者の釈放に関する通知を行っていた場合には、当該検察庁に通知内容等を適宜の方法で照会することができる。

なお、加害者の釈放等に関する情報の教示は、再被害防止対象者にのみ行うこととし、再被害防止対象者以外の被害者等への照会結果の教示は行わないこと。

2 釈放等に関する情報の通報要請

(1) 要請方法

本部事件主管課長は、再被害防止対象者が指定された場合において、当該再被害防止対象者に対する再被害防止措置を実施するに当たり、その加害者の釈放等に関する情報を把握する必要があるときは、窓口刑事施設に対し、釈放等通報要請書（別記様式第5号）及び再被害防止対象者指定理由書により、加害者の釈放等に関する情報の通報を要請（書面による場合は各2通を送付）すること。

なお、この場合において、再被害防止対象者の人定事項等については、必要があるときを除き記載しないこと。

(2) 関係刑事施設等からの通報

前記(1)の要請を行った場合には、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所からの釈放に関する情報の通報（別表第2）のとおり、刑事施設、地方更生保護委員会又は保護観察所（以下「関係刑事施設等」という。）から、受刑者釈放等通報書（別記様式第6号）、受刑者釈放予定通報書（警）（別記様式第7号）又は帰住地等に関する通報書（別記様式第8号）により、必要事項の通報がなされる。この場合において、関係刑事施設等が、加害者の釈放等に関する情報の全部又は一部を通報することが相当でないと認めるときは情報の欄に「通報不相当」の旨の記入がなされ、不明な情報であるときは「不明」の旨の記入がなされる。

(3) 特に急速を要する場合の要請

本部事件主管課長は、加害者が既に釈放されている場合において、再被害防止措置を執るために特に急を要するときは、窓口刑事施設を介さず、直接、加害者の釈放を行った刑事施設又は帰住先保護観察所（仮釈放中の加害者の指定

帰住地を管轄する保護観察所又は刑の一部猶予期間中の加害者であって保護観察の対象となっているもの（以下「一部猶予期間中の保護観察対象加害者」という。）の特定住居地若しくは届出住居地を管轄する保護観察所をいう。以下同じ。）に対し、その理由を説明して、口頭で通報を要請すること。この場合においては、後に、当該刑事施設又は帰住先管轄保護観察所に対し、釈放等通報要請書及び再被害防止対象者指定理由書を直接送付すること。

なお、当該要請に当たり、釈放を行った刑事施設又は帰住先管轄保護観察所が明らかでないときは、窓口刑事施設に対し適宜の方法で照会すること。

(4) 要請時期

前記(1)の要請の時期は、加害者の公訴提起後の勾留中からとすること。ただし、警察留置施設等に勾留中の者については、刑事施設への収容後とすること。

(5) 関係刑事施設等からの照会等があった場合の措置

関係刑事施設等では、必要性及び相当性を判断し、相当と認めるときに前記(2)の通報を行うこととしているので、関係刑事施設等から照会及び資料の追加要請があったときは、追加説明や資料の追加を行うなど適切な対応に努めること。

なお、地方更生保護委員会は、仮釈放、仮出場、不定期刑終了又は刑の一部執行猶予の言渡しを受けた者であってその猶予の期間中保護観察に付されたものについて住居の特定のための審理を開始した時点において、釈放等通報要請書が発出してから3年以上経過しているときは、原則として、通報の必要性等について改めて確認を行うので留意すること。

(6) 要請の撤回

本部事件主管課長は、前記(1)の要請後、関係刑事施設等から通報がなされる前に再被害防止対象者の指定が解除されたときは、窓口刑事施設に対し、釈放等通報要請撤回書（別記様式第9号）により、その要請を撤回する旨通知（書面による場合は2通を送付）すること。

(7) 留意事項

ア 未決勾留中に釈放された加害者が再収容された場合の措置

未決勾留中の加害者が釈放された場合には、前記(2)の通報は行われなことから、当該加害者が刑事施設に再収容された場合において、当該通報が再度必要なときは、改めて前記(1)の要領に従って通報を要請すること。

イ 仮釈放中の加害者の仮釈放の取消し等の照会

仮釈放中の加害者の仮釈放の取消し若しくは失効又は一部猶予期間中の保護観察対象加害者の執行猶予の言渡しの取消しについては、前記(2)の通報がなされないため、これらを把握する必要があるときは、帰住先管轄保護観察所に適宜の方法で照会すること。

なお、前記事由により加害者が刑事施設に再収容された場合において、当該通報が再度必要なときは、改めて釈放等通報要請書及び再被害防止対象者指定理由書によりこれを要請すること。

ウ 仮釈放中の加害者の転居先の把握等

仮釈放中の加害者又は一部猶予期間中の保護観察対象加害者の転居等については、前記(2)の通報がなされないので、その転居先を把握する必要があるときは、釈放等通報要請書及び再被害防止対象者指定理由書を帰住先管轄保護観察所に送付すること。この場合における通報の要請は、釈放等通報要請書に当該加害者の転居先の通報を要請する旨を明記した上、先に通報の要請を行った際の各文書の写しを添付して、釈放等通報要請書の記載を省略することができる。

エ 自由刑の執行停止の取消し等により再収容された加害者の通報

前記(1)及び(3)の要請を行った加害者であって自由刑の執行停止の取消し等により再収容されたもの又は逃走後再収容されたものについては、改めてその要請をしなくとも、前記(2)の通報がなされる。

オ 釈放を行う刑事施設の把握方法

通常、釈放を行う刑事施設は、加害者を収容している刑事施設であるが、異なる刑事施設が釈放を行うことがある。したがって、釈放を行う刑事施設を正確に把握する必要があるときは、前記(2)の通報を行った刑事施設（仮釈放、仮出場又は不定期刑の執行終了による釈放予定の場合は、受刑者釈放予定通知書（警）に記載された刑事施設）に対し適宜の方法で照会すること。

3 刑事施設等からの加害のおそれ等を示す情報の通報

前記2-(1)及び(3)の要請を行っていない加害者について、刑事施設等が加害者が被害者等に対し加害行為を行うおそれがあることを示す情報その他特異な動向に関する情報を覚知したときは、次の要領で通報がなされるので、関係都道府県警察への連絡や再被害防止対象者の指定の検討を行うなどし、所要の措置を講ずること。

(1) 検察庁

当該情報を覚知した検察官又は検察事務官から、事件を送致した所属に通報される。

(2) 刑事施設、地方更生保護委員会又は保護観察所

当該情報を覚知した刑事施設、地方更生保護委員会又は保護観察所から、第一審裁判所の所在地を管轄する都道府県警察の犯罪被害者支援を担当する課に通報される。

4 帰住先管轄保護観察所への加害者の特異動向の通報

本部事件主管課長は、仮釈放中の加害者又は一部猶予期間中の保護観察対象加害者の再被害防止対象者に対する加害行為のおそれ等の特異動向を認知した場合には、帰住先管轄保護観察所へ適宜の方法で通報すること。

第9 再被害防止対象者への関連情報の教示

1 関連情報の教示の基準

刑事施設等から通報・回答を受けた情報や警察において独自に把握した加害者に関する情報の再被害防止対象者への教示については、次の基準で行うこと。

なお、再被害防止対象者以外の被害者等から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがあった場合には、検察庁の被害者等通知制度において、被害者等の希

望により相当と認められるときに、被害者等に受刑者の釈放に関する通知がなされることとなっている旨を教示すること。

(1) 加害者の釈放等に関する情報

再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがある場合又は再被害防止のため再被害防止対象者に加害者の釈放等に関する情報を教示する必要がある場合には、刑事施設等から通報・回答を受けた情報のうち、次の事項に限り教示することを原則とする。ただし、刑事施設等から通報・回答を受けた際に、教示する情報の範囲、時期等について意見及び理由が付されている場合には、当該意見等を踏まえて行うこと。

ア 自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放

(ア) 釈放予定のとき。

釈放予定年月日（より具体的な釈放予定の教示は、(2)による。）

(イ) 釈放後のとき。

釈放の事実及び釈放年月日

イ 仮釈放、仮出場又は不定期刑の終了による釈放

釈放後における釈放の事実及び釈放年月日(釈放予定の教示は、(2)による。)

ウ 自由刑の執行停止又は恩赦による釈放

釈放後における釈放の事実及び釈放年月日(釈放予定の教示は、(2)による。)

エ 刑事施設に収容中の死亡又は逃走及び再収容

その事実及び死亡等の年月日

(2) 加害者に関する詳細な情報

加害者に関する前記(1)以外の詳細な情報は、原則として教示しないが、次のとおり再被害防止のために特に必要がある場合に限り、再被害防止対象者に教示することができる。ただし、刑事施設等から通報・回答を受けた情報を教示する場合で、教示する情報の範囲、時期等について意見及び理由が付されているときには、当該意見等を踏まえて行うこと。

ア 釈放予定

(ア) 自由刑の執行終了若しくは一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による具体的な釈放予定又は仮釈放若しくは仮出場による釈放予定については、身辺警戒を開始するため行動範囲に注意を喚起するため等、再被害防止のために特に必要がある場合に限り教示することができるが、教示する事項は「○月上旬」等とする。また、再被害防止のために不可欠である場合に限り、釈放予定日を教示することができる。

(イ) 不定期刑の執行終了、自由刑の執行停止及び恩赦による釈放についても前記(ア)に準じて取り扱うものとするが、これらは、釈放が決まった後、受刑者が釈放されるまでの期間が短いため、釈放前に通報を受けることができないことがあることに留意すること。

イ 帰住先

帰住先については、再被害防止対象者の行動範囲について注意を喚起する

ためなど、再被害防止のために特に必要な場合に限り、次の範囲内で教示することができる。

(ア) 帰住先が再被害防止対象者の住居地と同一都道府県内の場合は、市区町村名までとする。ただし、帰住先が被害者等の住居地と近接しており、再被害防止のために不可欠な場合は、地名までとする。

(イ) 帰住先が再被害防止対象者の住居地と異なる都道府県の場合は、都道府県名までとする。ただし、都道府県が異なる場合であっても、帰住先と再被害防止対象者の住居地とが近接しているときには、前記(ア)に準じる。

ウ その他の情報

再被害防止対象者の注意を喚起するためなど、再被害防止のために特に必要な場合に相当と認められる範囲で教示することができる。

2 教示に当たっての配慮事項

- (1) 再被害防止対象者及びその関係者による加害者への報復のおそれがあるなど、教示することが適当でないと思われる場合には、教示しないこと。
- (2) 教示を行う際には、教示する情報の内容、時期、方法等について組織的に検討するとともに、講じようとする再被害防止措置を説明するなどし、再被害防止対象者がいたずらに不安感を抱くことがないように配慮すること。特に、釈放予定を教示する場合には、再被害防止のための措置を講じるために必要な期間を考慮して、適当と認められる時期に教示すること。
- (3) 自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放予定を教示する際には、加害者の仮釈放が認められ、釈放予定より早期に釈放されることがあるので、その旨を併せて教示すること。
- (4) 再被害防止のため加害者に関する詳細な関連情報を再被害防止対象者に教示する際には、当該関連情報の教示により加害者の更生を害することのないよう、教示の必要性を特に組織的に検討すること。また、当該関連情報を再被害防止対象者に教示する際には、再被害防止のために教示を行うことを説明し、加害者の更生のため、これを公表することのないよう注意を促すとともに、教示の際に、加害者が少年の場合は、少年の健全育成の重要性を併せて説明すること。
- (5) 仮釈放の許可決定が取り消された場合には、地方更生保護委員会から通報がなされるので、仮釈放による釈放予定を再被害防止対象者に教示していたときには、遅滞なく許可決定が取り消された旨を再被害防止対象者に連絡すること。
- (6) 帰住予定地（自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑（一部執行猶予期間中保護観察に付されなかった場合に限る。）の実刑部分の期間の執行終了による釈放の場合に通報される帰住地をいう。）は加害者の申告によるものであり、指定帰住地（仮釈放による釈放の場合に通報される帰住地をいう。）及び特定住居地（一部猶予期間中の保護観察対象加害者の住居地をいう。）は地方更生保護委員会の決定により定められるものである。また、届出住居地（一部猶予期間中の保護観察対象加害者の届出に係る住居地をいう。）は、保護観察付一部猶予者について、住居を特定する旨の決定をしない旨の判断がなされた場合において、当該者が釈放された後に出頭することとされた保護観察所の長に届け

出たものである。

このため、再被害防止対象者にこれらの帰住地を教示する場合において、加害者が当該帰住地に居住していることを確認していないときは、その旨を付言すること。

- (7) 被害者等に、仮釈放による釈放等に関する情報を教示したときは、通報を行った地方更生保護委員会又は帰住先管轄保護観察所に対し適宜の方法でその旨を通知すること。

第10 報告

本部事件主管課長は、再被害防止対象者の指定状況等について、その都度、警務部警務課長及び本部庶務担当課長に報告すること。

第11 準用

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）について、加害者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、この要綱を準用するものとする。

窓口刑事施設一覽

番号	警察本部	窓口刑事施設
1	北海道警察本部	札幌刑務所
2	青森県警察本部	青森刑務所
3	岩手県警察本部	盛岡少年刑務所
4	宮城県警察本部	宮城刑務所
5	秋田県警察本部	秋田刑務所
6	山形県警察本部	山形刑務所
7	福島県警察本部	福島刑務所
8	茨城県警察本部	水戸刑務所
9	栃木県警察本部	喜連川社会復帰促進センター
10	群馬県警察本部	前橋刑務所
11	埼玉県警察本部	川越少年刑務所
12	千葉県警察本部	千葉刑務所
13	警視庁	東京拘置所
14	神奈川県警察本部	横浜刑務所
15	新潟県警察本部	新潟刑務所
16	山梨県警察本部	甲府刑務所
17	長野県警察本部	長野刑務所
18	静岡県警察本部	静岡刑務所
19	富山県警察本部	富山刑務所
20	石川県警察本部	金沢刑務所
21	福井県警察本部	福井刑務所
22	岐阜県警察本部	岐阜刑務所
23	愛知県警察本部	名古屋拘置所
24	三重県警察本部	三重刑務所
25	滋賀県警察本部	京都刑務所
26	京都府警察本部	京都拘置所
27	大阪府警察本部	大阪拘置所
28	兵庫県警察本部	神戸拘置所
29	奈良県警察本部	京都拘置所
30	和歌山県警察本部	和歌山刑務所
31	鳥取県警察本部	鳥取刑務所
32	島根県警察本部	松江刑務所
33	岡山県警察本部	岡山刑務所
34	広島県警察本部	広島拘置所
35	山口県警察本部	山口刑務所
36	徳島県警察本部	徳島刑務所
37	香川県警察本部	高松刑務所
38	愛媛県警察本部	松山刑務所
39	高知県警察本部	高知刑務所
40	福岡県警察本部	福岡拘置所
41	佐賀県警察本部	佐賀少年刑務所
42	長崎県警察本部	長崎刑務所
43	熊本県警察本部	熊本刑務所
44	大分県警察本部	大分刑務所
45	宮崎県警察本部	宮崎刑務所
46	鹿児島県警察本部	鹿児島刑務所
47	沖縄県警察本部	沖縄刑務所

別表第2

刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所からの釈放に関する情報の通報

	通報施設等	通報内容	通報時期	通報様式
要請時に加害者が受刑中の場合	加害者を収容している刑事施設	○ 自由刑（懲役、禁錮又は拘留の刑をいう。）の執行終了（不定期刑の執行終了を除く。）による釈放予定 ○ 一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放予定 【内容】 釈放予定日、帰住予定地、収容中の特異動向その他参考事項	釈放予定日のおおむね2か月前	別記様式第6号
		○ 自由刑の執行停止（執行停止期間が1週間以下の場合を除く。）による釈放予定 【内容】 釈放予定日、帰住予定地、釈放指揮検察官、執行停止事由、期間、収容中の特異動向その他参考事項	予定判明後速やかに	
		○ 恩赦による釈放予定 【内容】 釈放予定日、帰住予定地、恩赦を定めた政令の公布日（政令恩赦）、又は恩赦の認証があった日（個別恩赦）、恩赦の種類、収容中の特異動向その他参考事項	予定判明後速やかに	
		○ 刑事施設に収容中の死亡又は逃走及び再収容 【内容】 当該事実、死亡等の年月日、収容中の特異動向その他参考事項	事実判明後速やかに	
加害者を収容している刑事施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会	加害者を収容している刑事施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会	○ 仮釈放による釈放予定 【内容】 決定日、釈放予定日、加害者を収容している刑事施設、指定帰住地、帰住先管轄保護観察所、収容中の特異動向その他参考事項	決定後速やかに	別記様式第7号
		○ 保護観察付一部執行猶予者に係る住居を特定する旨の決定又は特定する旨の決定をしない旨の判断、その特定に係る住居地（以下「特定住居地」という。）、釈放後に出頭することとされた保護観察所		
		○ 仮出場又は不定期刑の執行終了による釈放予定 【内容】 決定日、釈放予定日、加害者を収容している刑事施設、帰住予定地、収容中の特異動向その他参考事項		
加害者の帰住地を管轄する保護観察所	加害者の帰住地を管轄する保護観察所	○ 仮釈放による釈放 【内容】 仮釈放日、仮釈放施設、指定帰住地、現住所、特異動向その他参考事項 ○ 一部執行猶予期間中の保護観察対象者に係る特定住居地又は届出住居地	要請受理後	別記様式第8号
要請時に加害者が釈放済みの場合	釈放を行った刑事施設	○ 自由刑の執行終了による釈放 ○ 一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放 【内容】 釈放日、帰住予定地、収容中の特異動向その他参考事項	要請受理後	別記様式第6号
		○ 自由刑の執行停止による釈放 【内容】 釈放日、帰住予定地、釈放指揮検察官、執行停止事由、期間、収容中の特異動向その他参考事項		
		○ 恩赦による釈放 【内容】 釈放日、帰住予定地、恩赦を定めた政令の公布日（政令恩赦）又は恩赦の認証があった日（個別恩赦）、恩赦の種類、収容中の特異動向その他の参考事項		
		○ 仮出場又は不定期刑の執行終了による釈放 【内容】 釈放日、帰住予定地、収容中の特異動向その他参考事項		
加害者の指定帰住地を管轄する保護観察所	加害者の指定帰住地を管轄する保護観察所	○ 仮釈放による釈放 【内容】 仮釈放日、仮釈放施設、指定帰住地、現住所、特異動向その他参考事項 ○ 一部執行猶予期間中の保護観察対象者に係る特定住居地又は届出住居地	要請受理後	別記様式第8号

別記様式第1号

再被害防止対象者指定・延長・解除上申書

		整理番号	
上申所属	課・隊・署	上申年月日	年 月 日
実施警察署	警 察 署	指定年月日	年 月 日
事 件 名			
再被害防止 対 象 者	住 居		
	職 業		
	氏 名		
	年 齢	年 月 日生 (歳)	
	加害者との関係 ()		
加 害 者	本 籍		
	住 居		
	職 業		
	前科前歴		
	氏 名		
	年 齢	年 月 日生 (歳)	
	処分状況		
	身柄の状況		
指 定 の 理 由	再被害防止対象者指定理由書のとおり。		
再被害防止 対象者の要望等			
再被害防止上の 具体的措置			
再被害防止責任者	職名	階級	氏名
関係先・警察署			
延長・解除年月日	年 月 日まで延長・ 年 月 日解除		
延 長 理 由			
解 除 理 由			

別記様式第2号

再被害防止対象者指定理由書

	指定の理由	該当性	摘 要
1	加害者に粗暴性、凶暴性がうかがわれる。		
2	加害者は性格的に陰湿で根に持つタイプである。		
3	被害者等の畏怖、困惑に乗じた反復犯行である。		
4	被害者に執拗につきまとうなど、被害者に対する強い執着心を伴った犯行である。		
5	加害者は過去に同一被害者への犯罪等により検挙、警告等の措置を受けている。		
6	加害者は被害者等に対する謝罪、反省がない。		
7	加害者は事件化や処分に対する不満がある。		
8	加害者は以前から被害者への憎悪が激しい。		
9	加害者が被害者等に対する危害を明言している。		
10	被害者等に対する批判、逆恨み言動がある。		
11	加害者のメモ、日記等に再犯をうかがわせる記載がある。		
12	加害者が被害者等の住居、勤務先を知っている。		
13	被害者等の抵抗力が弱く、言いなりになりやすい。		
14	被害者等の不安感が強く、警察の保護措置についての要望がある。		
15	その他		

注 「指定の理由」各項目の「該当性」欄に該当する場合は○、該当しない場合は×でチェックし、「摘要」欄にその内容を具体的に記載すること。また、項目以外の徴候を把握した場合には、その内容を「その他」欄へ記載すること。

別記様式第3号

再被害防止措置経過

再被害防止対象者		対 象 者	
年 月 日	再 被 害 防 止 措 置 経 過		備 考

釈放事実等照会書

号
年 月 日

殿

(本部捜査等担当課長)

再被害を防止する上で必要があることから、下記の加害者に関する釈放等の事実の有無及び釈放等の事実があれば、釈放等に関する事項を回答願います。

記

1 本籍

2 ふりがな
氏名

(年 月 日生)

3 参考事項

【担当者氏名】

【連絡先】

回答書

年 月 日

殿

(窓口刑事施設の長)

下記のとおり回答します。

記

1 釈放等の事実の有無
有 無

2 釈放等に関する事項

(1) 釈放等の日 年 月 日 (釈放済み 死亡 逃走)

(2) 釈放事由 執行終了 実刑部分の期間の執行終了 仮釈放 仮出場
執行停止 恩赦

(3) 釈放を行った刑事施設

(4) 指定帰住地・特定住居地・届け出た住居の所在地を管轄する保護観察所

3 備考

【担当者氏名】

【連絡先】

(注意) 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。

釈放等通報要請書

号
年 月 日

殿

(本部捜査等担当課長)

再被害防止措置を実施する上で必要があることから、下記の加害者の釈放等の通報を要請します。

記

1 加害者

(1) 本 籍

(2) ふりがな
氏 名

(年 月 日生)

2 検挙した事件の概要

3 再被害防止指定を実施する必要がある理由

4 参考事項

※ 特に記載を要する事項

被害者等から警察に対する出所情報提供要請の有無、再被害防止対象者及びその関係者が加害者に対する報復行為や更生を不当に妨げる行為等に及ぶおそれの有無等を記載する。

【担当者氏名】

【連絡先】

受刑者釈放等通報書

年 月 日

殿

刑務所（支所）

下記の者については、年 月 日付けで受刑者の釈放に関する通報の要請を受けているので、通報します。

記

1 氏名等

(1) 氏 名 (年 月 日生)

(2) 本 籍

2 裁判に関する事項

(1) 言渡裁判所 裁判所

(2) 罪 名

(3) 刑名・刑期 懲役・禁錮 年 月 日
拘 留

(4) 裁判の日 年 月 日

(5) 確定の日 年 月 日

3 通報事由

(1) 釈放（執行終了 実刑部分の期間の執行終了 執行停止 恩赦）

ア 釈放（予定）日 年 月 日

イ 帰住予定地

ウ 自由刑の執行停止

(ア) 釈放指揮検察官 検察庁（支部）検察官

(イ) 執行停止事由

(ウ) 期 間 年 月 日から まで

エ 恩 赦

年 月 日 大赦 特赦 減刑 刑の執行免除

(2) その他（収容中の死亡 逃走 再収容）

死亡・逃走・再収容の日 年 月 日

4 収容中の特異動向その他参考事項

5 被害者等に対する教示の可否等

(1) 教示することが相当でないとする場合には、その旨及びその理由

(2) 教示の時期及び範囲等に関する意見

6 備 考

- (注意)
- 事例に応じ、該当文字及び番号を○で囲むこと。
 - 一部執行猶予刑については、次のとおり記入すること。
 - 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されていないとき。
刑名・刑期欄に実刑部分の期間を記入し、その横に「（一部執行猶予刑の実刑部分）」と付記するとともに、備考欄に言渡しのあった刑名刑期等を記入すること。
 - 実刑部分執行終了日（実刑部分の期間の執行終了の日をいう。以下同じ。）以前に、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されたとき。
刑名・刑期欄に猶予部分（一部執行猶予刑について、執行が猶予されていた部分をいう。以下同じ。）の期間を含む言い渡された刑期全部を記入するとともに、備考欄に刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された旨を記入すること。
 - 実刑部分執行終了日の翌日以後に、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されたとき。
刑名・刑期欄に猶予部分の期間を記入し、その横に「（一部執行猶予刑の猶予部分）」と付記するとともに、備考欄に言渡しのあった刑名刑期等及び刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された旨を記入すること。
 - 通報が不相当である事項には、「通報不相当」の旨を、不明な事項には、「不明」の旨を、それぞれ記入すること。

受刑者釈放予定通報書（警）

年 月 日

殿

地方更生保護委員会

下記の者については、年 月 日付けで受刑者の釈放に関する通報の要請を受けているので、通報します。

記

1 氏名等

- (1) 氏 名 (年 月 日生)
(2) 本 籍
(3) 刑事施設名

2 裁判に関する事項

- (1) 言渡裁判所 裁判所
(2) 罪 名
(3) 刑名・刑期 懲役・禁錮 年 月
一部猶予期間 有 ・ 無
うち 年 月につき執行猶予・保護観察付執行猶予 年
拘 留 日
(4) 裁判の日 年 月 日
(5) 確定の日 年 月 日

3 決定内容等

- (1) 決定内容 仮釈放許可決定 仮出場許可決定 不定期刑終了決定
住居を特定する旨の決定
(2) 決定の日 年 月 日
(3) 釈放予定日 年 月 日
(4) 指定帰住地・帰住予定地・特定住居地
(5) 帰住先管轄保護観察所

4 収容中の特異動向その他参考事項

5 被害者等に対する教示の可否等

- (1) 教示することが相当でないとする場合には、その旨及びその理由

- (2) 教示の時期及び範囲等に関する意見

6 備 考

- (注意) 1 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。
2 釈放に係る刑が一部執行猶予刑であって、当該刑の執行猶予の言渡しを取り消されているときは、次により記載すること。
(1) 「2 裁判に関する事項」の「刑名・刑期」欄の「一部猶予期間」は「無」とすること。
(2) 当該刑の実刑部分の期間の執行終了後又は実刑部分に係る仮釈放の期間満了後に当該刑の執行猶予の言渡しを取り消されている場合であって、当該猶予取消部分に係る釈放について通知するときは、「2 裁判に関する事項」の「刑期」欄には、同猶予取消部分に係る刑期を記載するとともに、「6 備考」欄に「上記刑は、一部猶予刑（懲役○年うち○年○月につき○年間執行猶予）の取消刑。実刑部分の期間満了済み。」などと記載すること。
3 住居を特定する旨の決定をしない旨の判断をしたときは、「3 決定内容等」の「決定内容」欄には、「決定なし（住居を特定する旨の決定をしない旨の判断）」と記載し、「指定帰住地・帰住予定地・特定住居地」欄は空欄とすること。
4 通報が不相当である事項には、「通報不相当」の旨を、不明な事項には、「不明」の旨を、それぞれ記入すること。

帰住地等に関する通報書

年 月 日

殿

保護観察所

下記の者については、年 月 日付けで帰住地等に関する通報の要請を受けているので、通報します。

記

1 氏名等

(1) 氏 名 (年 月 日生)

(2) 本 籍

2 裁判に関する事項

(1) 言渡裁判所 裁判所

(2) 罪 名

(3) 刑名・刑期 懲役・禁錮 年 月
一部猶予期間 有 ・ 無
うち 年 月につき執行猶予・保護観察付執行猶予 年
拘 留 日

(4) 裁判の日 年 月 日

(5) 確定の日 年 月 日

3 帰住地等に関する事項

(1) 釈放の日 年 月 日

(2) 釈放施設

(3) 指定帰住地・特定住居地・届け出た住居の所在地

(4) 現 住 所

(5) 特 異 動 向

4 参考事項

(例 保護観察が終了している場合は、終了時の住所)

5 被害者等に対する教示の可否等

(1) 教示することが相当でないとする場合には、その旨及びその理由

(2) 教示の時期及び範囲等に関する意見

6 備 考

(注意) 1 事例に応じ、該当文字及び番号を○で囲むこと。

2 釈放に係る刑が一部執行猶予刑であって、当該刑の執行猶予の言渡しが取り消されているときは、次により記載すること。

(1) 「2 裁判に関する事項」の「刑名・刑期」欄の「一部猶予期間」は「無」とすること。

(2) 当該刑の実刑部分の期間の執行終了後又は実刑部分に係る仮釈放の期間満了後に当該刑の執行猶予の言渡しを取り消されている場合であって、当該猶予取消部分に係る釈放により保護観察に付されているときは、「2 裁判に関する事項」の「刑期」欄には、同猶予取消部分に係る刑期を記載するとともに、「6 備考」欄に「上記刑は、一部猶予刑（懲役○年うち○年○月につき○年間執行猶予）の取消刑。実刑部分の期間満了済み。」などと記載すること。

3 通報が不相当である事項には、「通報不相当」の旨を、不明な事項には、「不明」の旨を、それぞれ記入すること。

釈放等通報要請撤回書

号
年 月 日

殿

(本部捜査等担当課長)

平成 年 月 日付け、釈放等通報要請書(文書番号)により要請した下記の加害者の釈放等の通報要請については、これを撤回します。

記

1 本 籍

2 ふりがな
氏 名

(年 月 日生)

【担当者氏名】
【連絡先】